

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社トラストファミリー津営業所（以下「甲」という。）と従業員代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条 本協定は、派遣先で別表 1 の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第 3 条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 の「2」のとおりとする。

（1）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 7 年 8 月 25 日付職発 0825 第 1 号「令和 8 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）別添 1「賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金（時給換算）」に定める「職業安定業務統計（小分類）」（厚生労働省）を参考とする。

（2）通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第 6 条のとおりとする。

（3）地域調整については、就業地が三重県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「三重県」を用いるものとする。

第 4 条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

（1）別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

（2）別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

A ランク：10 年

B ランク：3 年

C ランク：0 年

- 2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給に上乗せで支払うこととする。
- また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣社員就業規則第3章に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 通勤手当とは、公共交通機関または自己所有の車等の交通用具を使用する者に対し、実費を支給する。ただし、以下の者についての実費は0円とし、支給しないものとする。

- ・ 公共交通機関または交通用具を一切使用しない者
- ・ 交通用具を使用する者で片道2キロメートル未満の通勤距離の者
- ・ 自転車を使用する者

- (1) 公共交通機関を利用する者の通勤経路については、会社が指定する合理的な通勤経路に拠るものとする。ただし、本人の申請により、別経路を選択すべき事情があると会社が認める場合には、その限りではない。
- (2) 交通用具を使用する者への実費は、就業先と自宅との直線距離に対して、1ℓあたり140円の燃料費見込み額とする。1ℓあたりの走行距離は普通自動車10km軽自動車17kmバイク27kmとする。直線距離の測定には、原則としてGoogle マップ(<https://www.google.co.jp/maps/>)を使用するものとする。
- (3) 通勤手当は、月額12,480円、又は所定内労働時間1時間当たり71円を上限とする。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

① 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：

通達別添4に定める「令和6年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの（自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年）

② 退職時の勤続年数ごと（3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、33年、定年）の支給月数：

「令和6年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の大学卒の場合の支給率（月数）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合を乗じた数値

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。ただし、退職手当制度を開始した2020年4月以前の勤続年数の取扱いについては、労使で協議して別途定める。

- (1) 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること

(2) 別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 基本給の決定は、年1回の勤務評価を活用する。勤務評価の方法は別紙評価票を準用する。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同等となる。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「キャリア形成支援に関する計画書」に従って、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までの1年間とする。

2026年3月31日

甲 代表取締役 市川 浩次 印



乙 従業員代表



別表 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	03401 一般事務員	通達に定める職業安定業務統計調査	1122	1277	1367	1400	1499	1601	1990
2	地域調整	三重県（令和 8 年度）0.986	1107	1260	1348	1381	1479	1579	1963

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	06901 化学製品生産設備オペレーター	通達に定める職業安定業務統計調査	1173	1335	1429	1464	1567	1674	2081
2	地域調整	三重県（令和 8 年度）0.986	1157	1317	1409	1444	1546	1651	2052

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	07106 数 値 制 御金属工作機 械工	通達に定める職業安 定業務統計調査	1170	1331	1425	1460	1563	1670	2076
2	地域調整	三重県（令和 8 年度）0.986	1154	1313	1406	1440	1542	1647	2047

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	07204 保存食品・冷凍加工食品製造工	通達に定める職業安定業務統計調査	1106	1259	1347	1380	1478	1578	1962
2	地域調整	三重県（令和 8 年度）0.986	1091	1242	1329	1361	1458	1556	1935

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	07301 化学製品製造工	通達に定める職業安定業務統計調査	1158	1318	1410	1445	1547	1652	2054
2	地域調整	三重県（令和 8 年度）0.986	1142	1300	1391	1425	1526	1629	2026

	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値
--	-------------------------

			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	07306 印刷・製 本作業員	通達に定める職業安 定業務統計調査	1161	1321	1414	1449	1551	1657	2060
2	地域調整	三重県（令和 8 年度）0.986	1145	1303	1395	1429	1530	1634	2032

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	07308 プラス チック製品製 造工	通達に定める職業安 定業務統計調査	1157	1317	1409	1444	1546	1651	2053
2	地域調整	三重県（令和 8 年度）0.986	1141	1299	1390	1424	1525	1628	2025

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額より比較するものとする。
- 2 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額より比較するものとする。

別表 2 対象従業員の基本給及び賞与の額

03401 一般事務員

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,600	1,600
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,400	1,400
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,150	1,150

≥

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,579	10年
1,381	3年
1,107	0年

06901 化学製品生産設備オペレーター

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,700	1,700
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,450	1,450
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,200	1,200

≥

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,651	10年
1,444	3年
1,157	0年

07106 数値制御金属工作機械工

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,650	1,650
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,450	1,450
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,200	1,200

≥

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,647	10年
1,440	3年
1,154	0年

07204 保存食品・冷凍加工食品製造工

等級	職務の内容	基本 給額	合計 額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,600	1,600
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,400	1,400
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,100	1,100

≥

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,556	10年
1,361	3年
1,091	0年

07301 化学製品製造工

等級	職務の内容	基本 給額	合計 額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,650	1,650
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,450	1,450
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,150	1,150

≥

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,629	10年
1,425	3年
1,142	0年

07306 印刷・製本作業員

等級	職務の内容	基本 給額	合計 額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,650	1,650
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,450	1,450
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,150	1,150

≥

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,634	10年
1,429	3年
1,145	0年

07308 プラスチック製品製造工

等級	職務の内容	基本 給額	合計 額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,650	1,650
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,450	1,450
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,150	1,150

≥

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,628	10年
1,424	3年
1,141	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額より比較するものとする。
- 2 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額より比較するものとする。

表 3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		3 年	5 年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己 都合 退職	0.6	1.1	2.5	4.2	6.3	8.3	11.4	11.6	—
	会社 都合 退職	0.8	1.5	3.2	5.2	7.4	10.1	11.8	13.0	16.0

（資料出所）「令和 6 年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）における退職金の支給率（モデル退職金・大学卒）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合（64.2%）を乗じた数値

別表 4 対象従業員の退職手当の額

勤続年数		3 年	5 年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己 都合 退職	0.6	1.1	2.5	4.2	6.3	8.3	11.4	11.6	—
	会社 都合 退職	0.8	1.5	3.2	5.2	7.4	10.1	11.8	13.0	16.0

IV

別表 3（再掲）

勤続年数		3 年	5 年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己 都合 退職	0.6	1.1	2.5	4.2	6.3	8.3	11.4	11.6	—
	会社 都合 退職	0.8	1.5	3.2	5.2	7.4	10.1	11.8	13.0	16.0

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、退職手当額は、支給総額を所定内賃金で除して算出することとする。
- 2 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は 3 年とし、退職時の勤続年数が 3 年未満の場合は支給しない。